

庄内町告示第204号

令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年9月7日

庄内町長 富 樫 透

令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、物価高騰に起因する経費の掛かり増しにより減収した肉用牛経営者、酪農経営者、養豚経営者及び家きん経営者（以下「畜産農家等」という。）の生産基盤の安定を図るとともに事業の継続を推進するため、町内の畜産農家等に対し予算の範囲内で令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 配合飼料 配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2(1)に定める配合飼料価格安定基金の交付の対象となる飼料又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年4月11日法律第35号）に基づく配合飼料の表示がある飼料をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下この条において「補助対象者」という。）は、交付の申請日において町内に住所を有し畜産業を営む個人又は町内に事業所を有する中小企業者で、飼養している家畜又は鶏卵（以下この条において「畜産物」という。）を継続して出荷しているものであって、令和5年度以降においても経営を継続し畜産物を出荷する見込みがあるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。

- (1) 個人にあっては、補助対象者及び当該補助対象者と同一世帯に属する者が町税等（国民健康保険税を含む。）を滞納している場合
- (2) 法人にあっては、補助対象者が法人税及び法人住民税を滞納している場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間（次条及び第6条において「上期」という。）及び令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間（次条及び第6条において「下期」という。）に畜産農家等が購入した配合飼料の費

用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、上期又は下期における対象月ごとに集計した購入した配合飼料の量(0.1トン単位とし、0.1トン未満は切り捨てるものとする。)の合計に2,700円を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる家畜にあっては、当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、当該上期及び下期のそれぞれの期間において60万円(常時3,000頭以上飼養する養豚経営者は90万円)を限度とする。

(1) 繁殖牛 毎月初日における子牛(月齢が満4月未満のものをいう。)を除いた飼養頭数(6月から10月までの期間については、当該月初日に庄内広域育成牧場に放牧した牛を除く。以下この条において「基準頭数」という。)に1月あたり430円を乗じて得た額

(2) 肥育牛(交雑種の牛を除く。) 基準頭数に1月あたり110円を乗じて得た額

(3) 乳用牛 基準頭数に1月あたり620円を乗じて得た額

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する交付申請書(様式第1号。この条及び次条において「交付申請書」という。)は、令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金交付申請書によるものとする。

2 交付申請書の提出期限は、上期に係るものについては令和4年10月10日とし、下期に係るものについては令和5年3月31日とする。

(実績報告、額の確定通知の特例等)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

(1) 配合飼料の購入の実績を証する書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、交付申請書及び前項の規定による書類の提出があったときは、規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定をしたときはその決定額をもって規則第14条の規定による補助金の確定額とし、令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとし、交付しないことの決定をしたときは令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金不承認通知書(様式第3号)により当該補助金の交付の申請をした畜産農家等に通知するものとする。

(補助金の取消し)

第8条 町長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた畜産農家等が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 規則第16条第3項の規定による補助金の交付決定の取消しの通知は、令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 規則第17条の規定により補助金の返還を命ずる額は、全額とし、令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金返還命令書(様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（表）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
電話

令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金交付申請書

令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金（期分 年 月 日から 年 月 日まで）を交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

- 1 交付申請額 円  
内訳（交付申請額の算出明細は、裏面のとおりに）
  - (1) 配合飼料費 円
  - (2) 繁殖牛、肥育牛又は乳用牛を飼養する場合 円備考 交付申請額は、当該上期及び下期のそれぞれの期間において60万円（常時3,000頭以上飼養する養豚経営者は90万円）を限度とします。
- 2 添付書類
  - (1) 配合飼料の購入の実績を証する書類の写し
  - (2) その他（ ）
- 3 振込先

金融機関名		店名	
種目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

(裏)  
交付申請額の算出明細

1 配合飼料費

対象月	購入した配合飼料の量	補助金の額
月	トン	
月	トン	
月	トン	
月	トン	
月	トン	
月	トン	
合計	トン	円

備考 補助金の額の欄は、上期又は下期における対象月ごとに集計した購入した配合飼料の量 (0.1トン単位とし、0.1トン未満は切捨て) の合計に2,700円を乗じて得た額を記入してください。

2 繁殖牛、肥育牛又は乳用牛を飼養する場合

対象月	家畜の種類	飼養頭数	補助金の額
月	繁殖牛・肥育牛・乳用牛	頭	円
月	繁殖牛・肥育牛・乳用牛	頭	円
月	繁殖牛・肥育牛・乳用牛	頭	円
月	繁殖牛・肥育牛・乳用牛	頭	円
月	繁殖牛・肥育牛・乳用牛	頭	円
月	繁殖牛・肥育牛・乳用牛	頭	円
合計			円

備考 (1) 飼養頭数は、毎月初日における子牛 (月齢が満4月未満のものをいう。) を除いた頭数 (6月から10月までの期間については、当該月初日に庄内広域育成牧場に放牧した牛を除く。) を記入してください。

(2) 補助金の額は、毎月初日における飼養頭数に、繁殖牛は430円/月、肥育牛は110円/月、乳用牛は620円/月を乗じて得た額を記入してください。

同 意 書

令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金交付要綱に基づく補助対象者の要件を審査するため、私 (当法人) の税務資料を閲覧することに同意します。

年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
生年月日 年 月 日 (個人の場合)

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

庄内町長



令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金について、下記のとおり交付の決定及び交付額の確定をしたので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第7条及び第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の対象期間 上期分（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）  
下期分（令和4年10月1日から令和5年3月31日まで）
- 2 補助金の交付決定額及び確定額 円

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

庄内町長



令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金不承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金については、下記の理由により承認しないので通知します。

記

不承認の理由

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

庄内町長



令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を通知した令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第16条の規定により下記のとおり交付の決定の全部を取り消したので通知します。

記

1 取消し理由

2 交付決定額及び交付決定取消額

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 交付決定額   | 円 |
| (2) 交付決定取消額 | 円 |



様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

庄内町長



令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金返還命令書

庄内町補助金等の適正化に関する規則第17条の規定により、下記のとおり令和4年度庄内町畜産農家等応援補助金を返還するよう命じます。

記

指 令 番 号	指令第 号
補助金の返還金額	円
所在地又は住所	
氏名又は名称及び 代 表 者 氏 名	
返 還 期 限	年 月 日
返 還 の 理 由	
そ の 他	返還期限までに上記補助金を返還できなかった場合は、庄内町財務規則第151条の規定により当該補助金の返還金額に返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じた額の違約金を加えて納付しなければならない。